

鳥取市週休2日工事試行実施要領

1. 目的

建設業界は、これまで社会資本の建設や補修、維持管理等を行い、地域経済の一翼を担うとともに災害の未然防止や災害時における応急対策、復旧などに努め、市民の生命と安全を守ってきたが、就業者の高齢化や若手技術者の離職などによる担い手不足によって、将来にわたって安定的に社会資本を維持していくことが困難な状況となっている。

この問題を解決するためには、建設業界においても働き方改革を推進していくことが必要であり、具体的な施策の一つとして挙げられるのが「週休2日制の推進による休日の確保」である。

本要領は、建設現場における週休2日工事の実施にあたり必要な事項を定めるものとする。

2. 発注方式

週休2日工事は、発注者によって週休2日に取り組むことを指定する「発注者指定方式」とする。

3. 対象工事

週休2日工事の対象は、鳥取市が発注する全ての建設工事（営繕工事は除く）とする。ただし、以下の工事については対象外とする。

(1)緊急性を要する工事

(2)そのほか発注者が相応しくないと判断した工事

- 例） ・現場条件の制約等により標準工期が確保できない工事
・現場での施工期間（実作業日数）が1週間未満の工事 等

4. 用語の定義

この要領における用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 週休2日

①-1 完全週休2日（土日）

対象期間において、全ての週で土曜日かつ日曜日（以下「土日」という。）に現場閉所を行ったと認められる状態をいう。国土交通省所管工事（下水道工事を含む。）に適用する。

①-2 週単位の週休2日

対象期間において、全ての週で1週間（月曜日から日曜日）に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。農林水産省所管工事（林野庁・水産庁所管工事を除く。）に適用する。

② 月単位の週休2日

対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

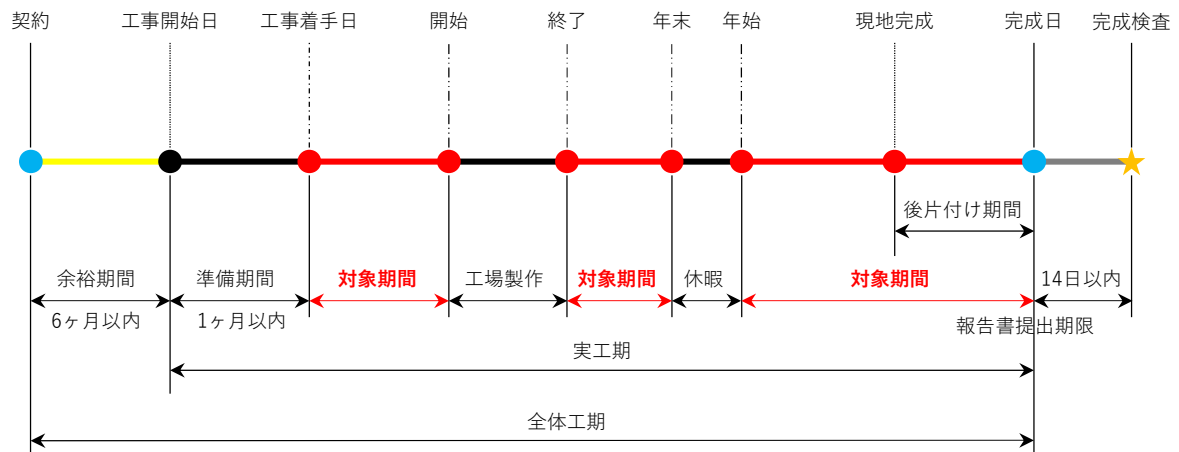
③ 通期の週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、余裕期間、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は対象外とする。

【対象期間のイメージ】



※「工事開始日」とは、工事の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。

※「工事着手日」とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所棟の建設または測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあってはそれを含む）の初日をいう。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(4) 閉所日

対象期間において、現場閉所が行われた日をいう。

(5) 4週8休以上

対象期間日数内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

ただし、月単位の週休2日について、暦上の土日の閉所で28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に現場閉所を行っていれば、28.5%以上を達成しているものとみなす。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(6) 発注者指定方式

発注者が、発注時にいずれかの週休2日の確保に取り組むことを指定する発注方式をいう。受注者は、週休2日の確保に取り組むこと。

5. 実施方法及び積算方法

- (1) 国土交通省所管工事（下水道工事を含む）については、別紙１のとおりとする。
- (2) 農林水産省所管工事（林野庁・水産庁所管工事を除く）については、別紙２のとおりとする。
- (3) その他、この要領により難しい場合は、他の要領等によることとし、その場合は、現場説明書にその旨を記載すること。

6. 工期の変更

工期の変更については原則として認めないこととするが、受注者の責によりがたい以下の場合には適切に行う。

- (1) 施工条件等の変更により、全体工程に影響が生じた場合
- (2) 工事中止などにより全体の工程に影響が生じた場合
- (3) 著しい天候の悪化等のため作業不稼働日が多く発生した場合
- (4) 資材等の調達が困難なため全体の工程に影響が生じた場合
- (5) その他特別な事情により全体の工程に影響が生じた場合

7. 確認方法

- (1) 発注者は、施工計画書に明示された技術者等の休日を確保するための参考として、工事現場の労働者等の休日取得状況を工事週報、休日・夜間作業届等により適宜確認する。
- (2) 発注者は、工事現場の労働者等の休日の取得状況について確認した内容を「監督業務チェックリスト」に記載する。
- (3) 受注者は、工事現場の労働者等の休日の取得実績が確認できる休日等取得報告書（参考様式）を作成し、工事完成日までに監督員に提出すること。

8. その他

- (1) 週休２日工事において、週休２日が確保出来なかった場合でも、直接的な工事成績の減点（ペナルティ）は行わないものとする。
- (2) 週休２日の達成状況等について事後検証のための調査を行い、調査結果を踏まえ、鳥取市週休２日工事試行実施要領の見直しを検討することとする。
- (3) この要領に定めのない事項については、必要に応じて受注者と発注者の協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

この要領は、令和６年５月１０日から施行する。

この要領は、令和７年５月１５日から施行する。

この要領は、令和７年７月１０日から施行する。

(別紙 1-1)

【国土交通省所管工事（下水道工事を含む）】

1. 実施方法

- (1) 発注者は、週休 2 日工事の実施に当たっては、「週休 2 日工事」である旨を現場説明書に明示する。
- (2) 発注者は、土日、国民の祝日における現場閉所並びに年末年始及び夏季休暇、また降雨、降雪等による作業中止などによる現場休止を考慮した工期を設定しなければならない。
- (3) 受注者は、対象期間において、月単位の週休 2 日を確保すること。また、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じた場合、必要に応じて監督員と協議を行い、当該期間を週休 2 日の対象外とすることができる。なお、天候等により休工した場合は、閉所日として取り扱うものとする。
- (4) 受注者は対象期間において、完全週休 2 日（土日）の確保に努めること。なお、天候、災害対応等により、受注者の責によらず、やむを得ず平日に現場閉所し、土日に施工せざるを得ない場合は、事前に監督員と協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。指定した土日に代わる現場閉所日に現場閉所することで、完全週休 2 日（土日）を実施したものとみなす。

なお、1 週間は月曜日から日曜日までを基本とし、土日に代わる現場閉所日は、原則として同一週又は同一週の前後の週で指定するものとする。

また、夜間工事の場合は、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間（作業開始時点の日を対象）に現場閉所されていれば、完全週休 2 日（土日）を実施したものとみなす。

2. 積算方法等

- (1) 発注者は、月単位の週休 2 日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じた上で、発注を行う。

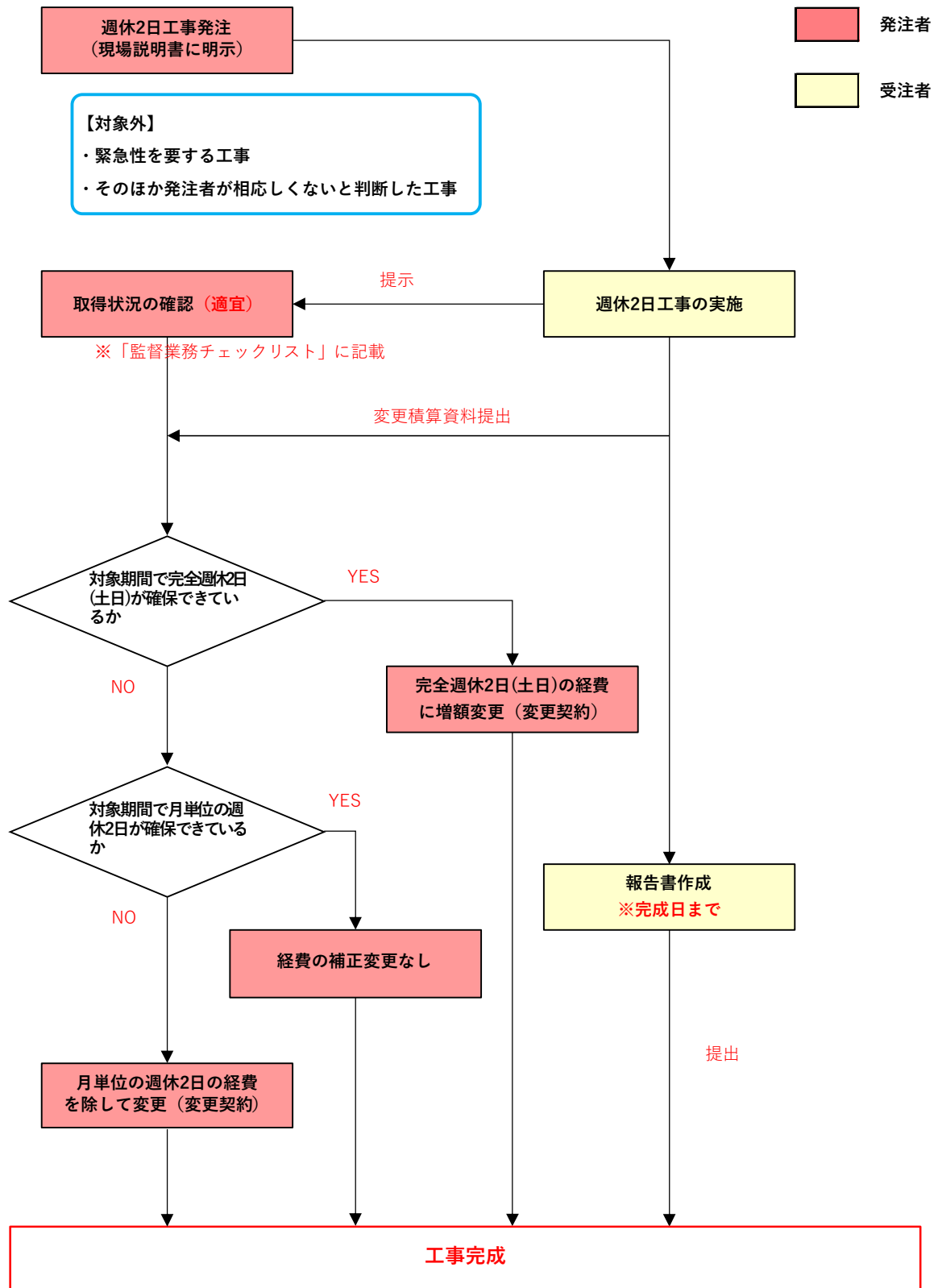
実績確認により、対象期間において、完全週休 2 日（土日）を達成した場合は、完全週休 2 日（土日）の補正係数に変更し、請負代金額の増額変更を行うこと。

月単位の週休 2 日が達成できない場合は、月単位の週休 2 日の補正係数を除し、請負代金額の減額変更を行うこと。

- (2) 各補正係数は、国土交通省の定める補正係数とする。

(別紙 1-2)

週休2日工事の流れ (国土交通省所管工事 (下水道工事を含む))



(別紙 2-1)

【農林水産省所管工事（林野庁・水産庁所管工事を除く）】

1. 実施方法

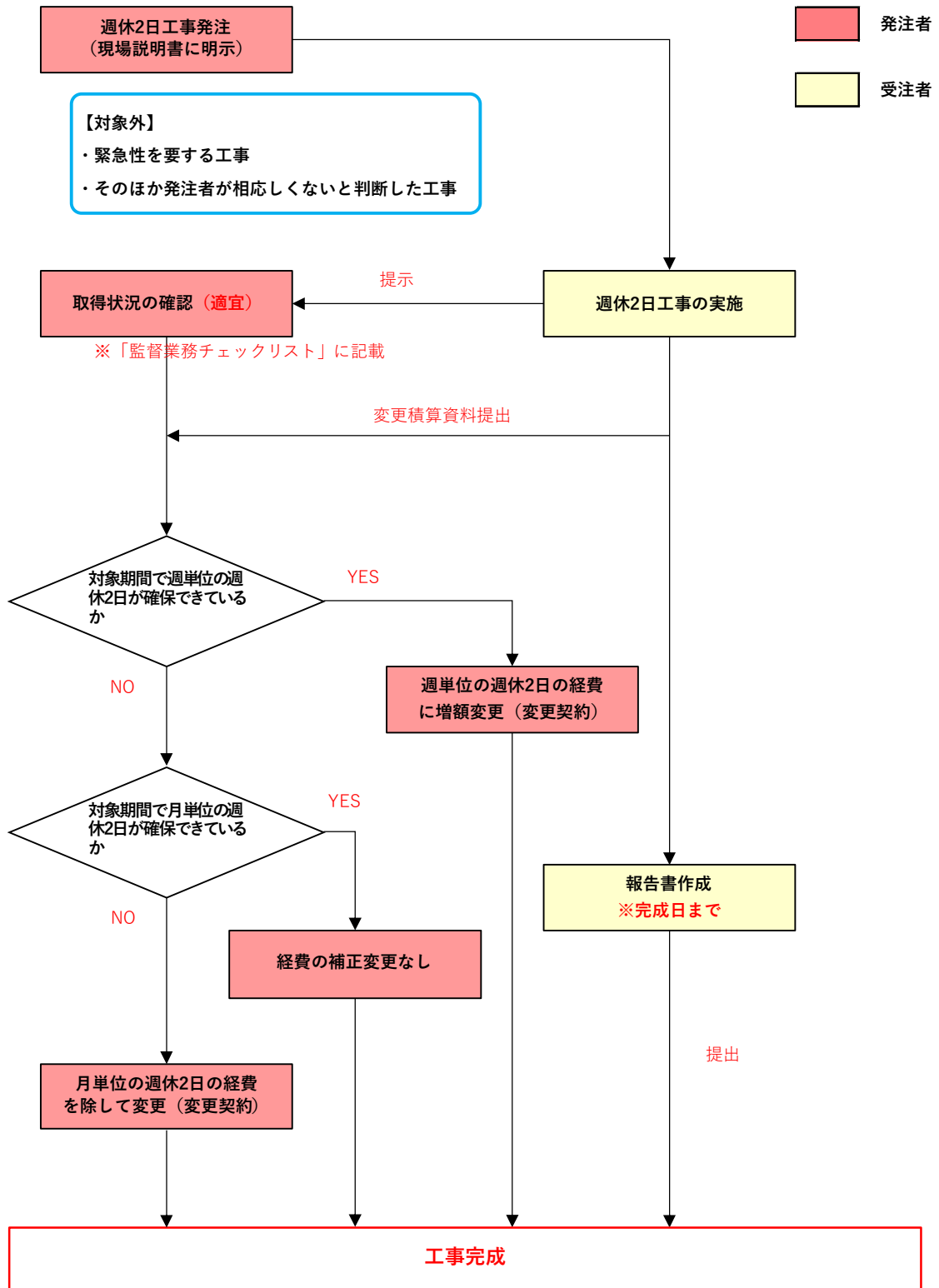
- (1) 発注者は、週休 2 日工事の実施に当たっては、「週休 2 日工事」である旨を現場説明書に明示する。
- (2) 発注者は、土日、国民の祝日における現場閉所並びに年末年始及び夏季休暇、また降雨、降雪等による作業中止などによる現場休止を考慮した工期を設定しなければならない。
- (3) 受注者は、対象期間において、月単位の週休 2 日を確保すること。また、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じた場合、必要に応じて監督員と協議を行い、当該期間を週休 2 日の対象外とすることができる。なお、天候等により休工した場合は、閉所日として取り扱うものとする。
- (4) 受注者は対象期間において、週単位の週休 2 日の確保に努めること。なお、できる限り、毎週土日の現場閉所に努めること。

2. 積算方法等

- (1) 発注者は、月単位の週休 2 日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じた上で、発注を行う。
実績確認により、対象期間において、週単位の週休 2 日を達成した場合は、週単位の週休 2 日の補正係数に変更し、請負代金額の増額変更を行うこと。
月単位の週休 2 日が達成できない場合は、月単位の週休 2 日の補正係数を除し、請負代金額の減額変更を行うこと。
- (2) 各補正係数は、農林水産省の定める補正係数とする。

(別紙 2-2)

週休2日工事の流れ (農林水産省所管工事 (林野庁・水産庁所管工事を除く))



(参考様式) ※農林水産省所管工事については、本様式の「完全週休2日(土日)」を「週単位の週休2日」に読み替えることとする。

休日等取得報告書

工 事 名	
工 期	～
受 注 者 名	

工 事 着 手 日		対象日数	日
工 事 完 成 日			
夏 季 休 暇	～		日
年 末 年 始	～		日
工 場 製 作 期 間			日
工 事 中 止 期 間			日
その他対象外期間(※2)			日

【達成状況】	
週 休 2 日 区 分	結果
完全週休2日(土日)	達成or未達成
月 単 位 の 週 休 2 日	達成or未達成
通 期 の 週 休 2 日	達成or未達成

【凡例】

対象期間

土・日(対象期間内)

対象外期間(※1)

祝日(振替休日)

※1 「対象外期間」とは、実施要領4(2)による、週休2日工事の対象外期間をいう。

※2 「その他対象外期間」は、発注者があらかじめ対象外としている期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間を記入する。

※3 「土日日数以上の閉所」は、現場閉所率が28.5%未満の時に判定対象とする(対象外は"一")。その月の土日日数以上の現場閉所日数が確保できていれば、"◎"とする(未確保は"(空欄)").[実施要領4(5)による。]

	対象期間の日数（日）							現場 閉所 日数 （日）	月単位の週休2日			完全週休2日（週単位）			【判定】	【対象期間内の閉所日実績状況】																																
	月別の 工事 日数	土日 日数	対象外期間						現場 閉所率 （％）	土日日 数以上 の閉所 （※3）	【判定】 月単位 の週休 2日	土日 日数 （日）	土日の 閉所日 （日）	土日の 振替閉 所日数 （日）		完全 週休 2日	※実績に、作業日は「（空欄）」、閉所日は「●」、振替閉所日は、「▲」、対象外期間は「×」を記入。 ※各【判定】欄は、達成していたら「○」、未達成「（空欄）」とする。																															
			夏季 休暇	年末 年始	工場 製作 期間	一時 中止 期間	その他 対象外 期間										日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
令和 7 年 4 月									0.0%	◎	○				○	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
西暦 2025 年																曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水		
																実績																																
令和 7 年 5 月									0.0%	◎	○				○	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
西暦 2025 年																曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
																実績																																
令和 7 年 6 月									0.0%	◎	○				○	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
西暦 2025 年																曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月		
																実績																																
令和 7 年 7 月									0.0%	◎	○				○	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
西暦 2025 年																曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
																実績																																
令和 7 年 8 月									0.0%	◎	○				○	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
西暦 2025 年																曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
																実績																																
累 計									28.5%	達成 or 未達成	達成 or 未達成	達成 or 未達成	達成 or 未達成	達成 or 未達成	達成 or 未達成	【達成状況結果】 ○完全週休2日(土日)は、【判定】対象欄がすべて"○"の場合⇒"達成"。 ○月単位の週休2日は、【判定】対象欄がすべてすべて"○"の場合⇒"達成"。 ○通期の週休2日は、28.5%以上の場合⇒"達成"。																																

※行数等は工事毎の工期にあわせて追加

通期

月単位

週単位